

# 社会福祉法人 新篠津福祉会

## 修学資金貸付制度のしおり

### 基本理念

新篠津福祉会は、利用者様一人ひとりの主体性を大切にする人間尊重の精神を基本に自らの知性を高めるとともに、思いやりや相互理解に努め、利用者様の自由と権利を守り明るく健康的で、その人らしい生活を送れるよう支援いたします。

### 基本方針

1. 私たちは、利用者様にその人らしく生活していただくために適切なサービスを提供いたします。
2. 私たちは、利用者様の人権と尊厳を守ります。
3. 私たちは、法令を遵守します。
4. 私たちは、自立支援を大切にサービスを提供します。
5. 私たちは、組織人としての役割を自覚し責任を果たします。
6. 私たちは、知識と技術向上のための自己研鑽に努めます。
7. 私たちは、高齢の方や障がいがある方、全ての人が共生できる社会を実現できるように努めます。



### ★ 貸付けを受ける前に ★

貸付を希望される方は、この「しおり」をよく読んで貸付であるという趣旨を理解いただき、免除事由に該当しないときの返還の負担をもう一度よく考えた上で、卒業後の進路を十分に検討してから申請してください。

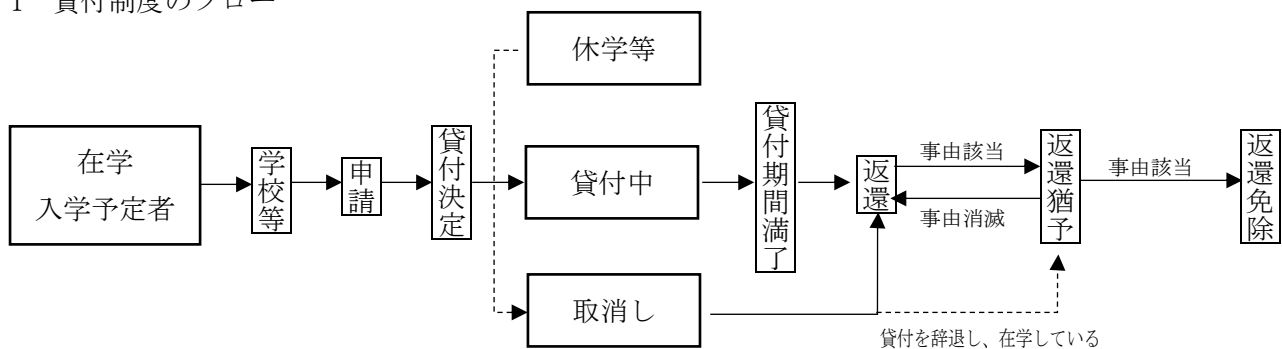
## ～社会福祉法人 新篠津福祉会修学資金貸付制度について～

この制度は、社会福祉士又は介護福祉士の養成校に在学している方、もしくは入学を予定している方で社会福祉法人新篠津福祉会（以下、当法人）において、相談支援業務又は介護業務、生活支援業務等に従事する意思がある方を対象に無利子で修学に必要な資金を貸付けることによって、福祉介護人材の育成並びに確保に努め、サービスの質の向上を図ることを目的としております。

このように、あくまでも就学資金を貸付ける制度ですので、貸付期間が満了したときは原則として貸付金を返還することが必要となります。

ただし、資格取得または卒業後に一定要件のもと当法人において相談支援業務又は介護業務、生活支援業務等に従事したときには貸付金の返還が免除となります。

### 1 貸付制度のフロー



### 2 貸付の対象者

- (1) 当法人が指定した社会福祉士及び介護福祉士養成校（以下、養成校という）の入学予定者及び在学生
- (2) 当法人が指定した養成校に就学する職員

### 3 貸付金額

入学金及び授業料、その他理事長が定める経費を貸付金の対象とさせていただきます。

### 4 貸付期間

貸付できる期間は、養成校における正規の就業期間内とさせていただきます。

### 5 貸付申請

①申請は連帯保証人をたて、必要な書類を養成校を経由して提出する必要があります。

※申請に係る手続きについて、諸手続き（P5）についてご覧下さい。

②連帯保証人は原則として成人で独立した生計を営む者を1名立てる必要があります。ただし、申請者が未成年の場合は、連帯保証人は必ず法定代理人をたてて下さい。

③親族が全くいないなど特別な事情がある場合は受付担当者（学校・法人事務局）にご相談下さい。単に連帯保証人になってくれる人がいないといった事由は特別の事情とは認められないためご注意下さい。

④連帯保証人が要件を欠いたとき又は死亡等により連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人を立てて、理事長の証人を得る必要があります。また、この他連帯保証人の住所・氏名が変更となる場合は届出が必要となります。

## 6 貸付決定

申請書類を審査の上、貸付けが決定した場合は、その結果を本人（及び学校）に通知します。なお、募集予定人数は理事長が指定した人数を上限とさせていただきます。

## 7 貸付方法

修学資金の貸付金については、学校が求める納付期限までに、借受者名義の口座へ必要な資金を振込ますので、貸付決定後は、振込先の届出が必要となります。

## 8 修学状況の確認

修学資金を借りた方は、在学中の毎年次、修学状況を報告していただきます。具体的な内容等については、学校及び借りた方と相談の上、決めさせていただきます。

※ただし、当法人が経営する施設で実習する方については実習をもって現況確認といたします。

## 9 貸付決定の取り消し等

次のいずれかに該当する場合には、貸付決定を取り消し、又は貸付を停止します。なお、貸付決定が取り消された場合には、取消された日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければなりません。

- ①死亡したとき
- ②養成校を退学したとき
- ③修学資金の貸付をうけることを辞退したとき
- ④傷病、その他の事由により修学が困難であると認められたとき
- ⑤将来、当法人の職員として適当でないと認められたとき
- ⑥その他、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないとき

※養成校を休学したときは、その期間中の修学資金は貸付しません。

## 10 返還

次のいずれかの事由に該当した場合、理事長の指定する日から起算して90日以内に貸付金を返還しなければなりません。

- ①貸付決定が取り消されたとき
- ②貸付期間が満了したとき

## 11 返還猶予

次の事由に該当している間は、返還事由に該当していても返還を猶予することができます。

- ①当法人において相談援助又は介護業務に従事しているとき
- ②貸付けを辞退した後も在学しているとき

※上記の返還猶予事由が消滅した場合には、理事長の指定する日から起算して90日以内に貸付金を返還しなければなりません。

## 12 返還免除

資格取得後（もしくは卒業後）、次の事由に該当する場合は貸付金の返還債務を免除するものとする。

- ①資格取得後2年以上、当法人の職員としてその業務に従事したとき
- ②養成校卒の新規学卒者で採用後資格取得をする者にあつては、採用後2年以上、当法人の職員としてその業務に従事したとき
- ③当法人の在職期間中に、当該業務上の事由により死亡し、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

※上記①、②の者で5年以上、当法人の職員としてその業務に従事したときは全額免除とさせていただきます。

※当法人の在職期間に応じた返還割合（一部免除）について

勤続年数	返還割合
2年未満	100%返還
2年以上 3年未満	80%返還
3年以上 4年未満	50%返還
4年以上 5年未満	20%返還
5年以上	全額免除

★卒業後の職員待遇（介護福祉士有資格者の場合）

法人名		社会福祉法人 新篠津福祉会 石狩郡新篠津村第 45 線北 12 番地		
施設名		特別養護老人ホーム 新篠津福祉園		
		障がい者支援施設 新しのつ幸生園		
		障がい者支援施設 ふれあいの苑		
要件等	職種	介護士（正職員）	勤務時間 その他 条件等	勤務時間～各施設就業規則による ※変形労働時間制、（令和 2 年度）年間休日数 103 日、リフレッシュ休暇 2 日 ※有給休暇 1 年目 10 日、その他規定による
	採用年月日	4 月 1 日		
	勤務地	新篠津村		
	資格等	介護福祉士		
給与等	基本給	159,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞与年 2 回（4.4 カ月）（令和元年度）</li> <li>・昇給年 1 回（定期）</li> <li>・通勤手当～実費支給（上限あり）月額 12,900 円まで</li> <li>・その他手当は給与規定により支給</li> </ul>	
	処遇改善手当	7,000 円～		
	資格手当	5,000 円～		
	住宅手当	給与規定による		
	合計	171,000 円		
	社会保険等	健康保険・厚生年金・雇用・労災・北海道民間社会福祉事業職員共済会（退職年金事業）加入		
試験	選考試験	面接試験（個人）		
	応募書類	履歴書・成績証明書・卒業（見込）証明書		
その他		キャリア形成等支援制度、福祉人材確保支援金制度あり。 法人所有の職員住宅有、空きがない場合は村内住宅を斡旋・紹介いたします。 ホームページ <a href="http://www.sinsinotu.jp">www.sinsinotu.jp</a>		

【諸手続きについて】

《貸付を受ける時の手続き》

事由	必要書類	提出時期
貸付申請をするとき	①貸付資金申請書（様式第1号）	募集予定人員に達するまで（随時）
	②履歴書	
	③入学又は在学を証する書面	
	④住民票（申請者及び連帯保証人）	
	⑤印鑑証明書	
	⑥学校推薦書	
貸付が決定したとき	①誓約書（様式第2号）	貸付決定後直ちに提出
	②修学資金借用証書（様式第3号）	
	③振込先金融機関（登録・変更）届（様式第4号）	

《在学中の手続き》

事由	必要書類	提出時期
貸付を辞退するとき	修学資金貸付辞退届（様式第5号）	直ちに学校担当者より連絡（退学・休学・停学等も同様）

《卒業後の手続き》

事由	必要書類	提出時期
介護福祉士等の資格を取得したとき	資格証の写し	資格証交付後直ちに提出
	※無資格の場合は卒業証明書	

《変更が生じるときの手続き》

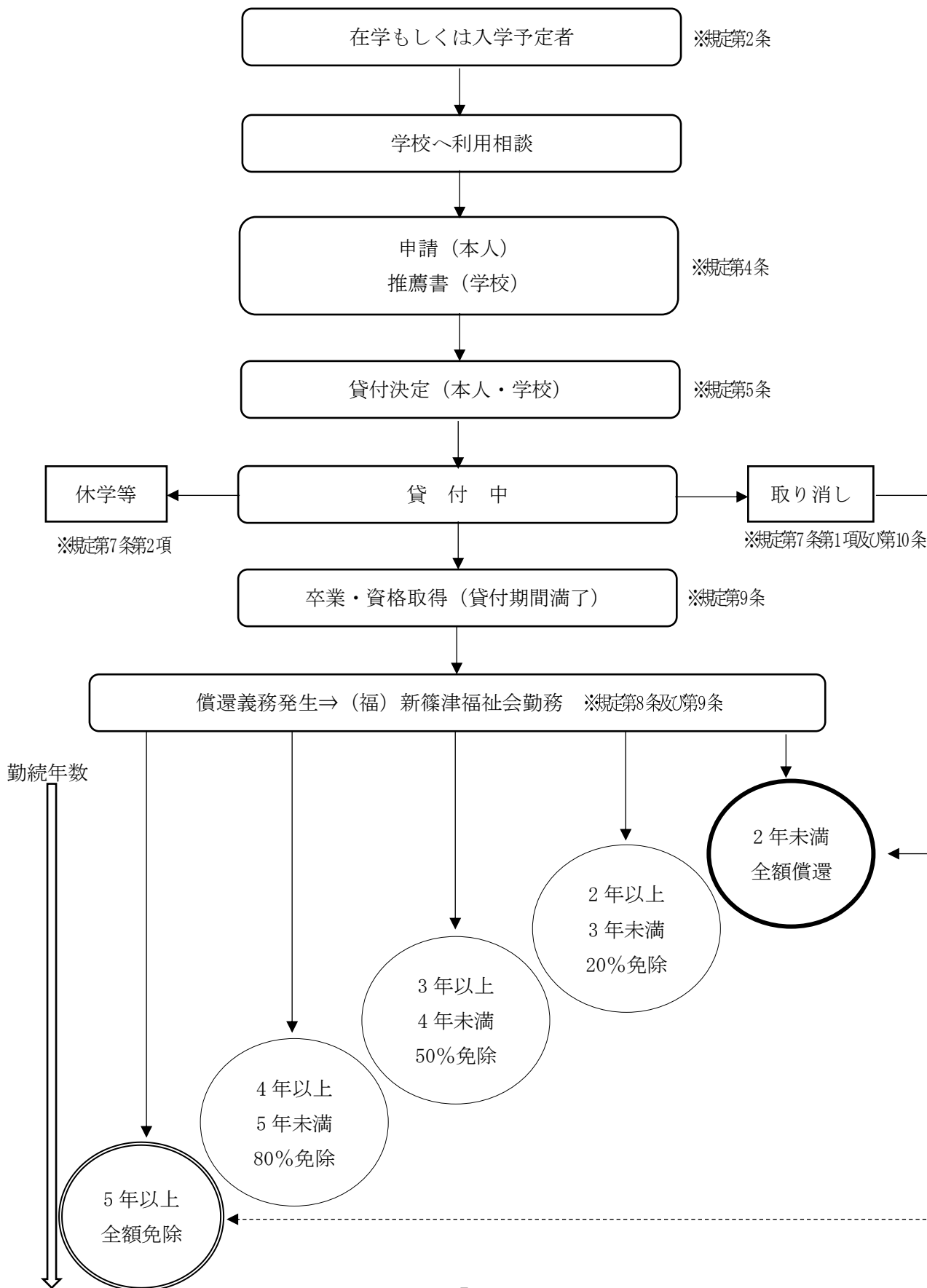
事由	必要書類	提出時期
振込先を変更するとき	振込先金融機関（登録・変更）届 （様式第4号）	
連帯保証人を変更するとき	①連帯保証人変更承認申請書（様式第6号）	変更する際は事前に学校担当者へ連絡
	②住民票（連帯保証人）	
	③承諾書（様式第7号）	
	④印鑑証明書（連帯保証人）	
連帯保証人の住所・氏名に変更があるとき	連帯保証人（住所・氏名）変更届 （様式第8号）	変更事由が生じたとき直ちに提出
借受者の住所・氏名に変更があるとき	借受者（住所・氏名）変更届（様式第9号）	変更事由が生じたとき直ちに提出

《借受者が死亡したときの手続き》

事由	必要書類	提出時期
借受者が死亡したとき ※相続人が提出	①借受者死亡届（様式第10号）	死亡後直ちに提出
	②死亡を証する書類（戸籍謄本等）	

社会福祉法人 新篠津福祉会修学資金貸付制度概要フロー

◎養成校入学予定者もしくは在学生の方に対する支援





# 修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

申請者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり修学資金の貸付を受けたいので申請いたします。

1. 本 籍 地 \_\_\_\_\_

2. 住 所 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

3. 氏 名 \_\_\_\_\_

4. 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

5. 学校の名称

学 校 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

入学期日 \_\_\_\_\_

6. 連帯保証人

本 籍 地 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

職 業 \_\_\_\_\_

# 誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理事長 立蔵 寛司 様

本人

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人

本籍地 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

本人との関係 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

修学資金の貸付を受けるにあたり、修学資金貸付規程を守ることはもちろん、資格取得後は、貴法人の経営する施設の業務に従事することを誓います。

万一本人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。

# 資 金 借 用 証 書

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

次のとおり借用しました。  
については、貴法人の修学資金貸付事業内容を誠実に守り、相違なく返済します。

令和 年 月 日

**借 受 者**

住 所 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**連 帯 保 証 人**

本 籍 地 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

本人との関係 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

借受金額	
------	--

振込先金融機関（登録・変更）届

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者（借受者） 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり、振込先金融機関を届け出ます。

振込先金融機関	金融機関名		1 普通
	支店名		2 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	名義人		

### 修学資金貸付辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

住 所 \_\_\_\_\_

借受者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

修学資金の貸付を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

貸付番号	第 号
貸付期間	令和 年 月から 令和 年 月まで 箇月 (令和 年 月から 令和 年 月までを除く。)
借用金額	円
理 由	

## 連帯保証人変更承認申請書

令和      年      月      日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

住 所 \_\_\_\_\_

借受者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

新) 連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり連帯保証人の変更承認を申請します。

新連帯保証人	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住 所			
	電話番号 <small>(携帯電話)</small>		申請者との 続柄	
	勤務先	名称	職業	
住所		電話番号		
旧連帯保証人	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住 所		電話番号	
	職 業		申請者との 続柄	

備 考      連帯保証人の氏名欄には、実印を押印すること。

承 諾 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

住 所 \_\_\_\_\_

新) 連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

私は、下記の者が受けた修学資金の貸付けを、下記の者と連帯して返還の債務を負担します。

記

氏 名		生年 月日	年 月 日
住 所			

備考 連帯保証人の印は、実印とすること。

連帯保証人（住所・氏名）変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

借受者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、届け出ます。

貸付番号		第 号
住 所	新	
	旧	電話 (携帯電話)
ふりがな 氏 名	新	
	旧	電話 (携帯電話)

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 連帯保証人の実印に変更があるときは、変更後の印鑑証明書を添付すること。



様式第9号

借受者（住所・氏名）変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

借受者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第 号		
住 所	新		電話	
	旧		電話	
ふりがな 氏 名	新			
	旧			
変更年月日		令和 年 月 日		

借受者死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人 新篠津福社会  
理 事 長 立 蔵 寛 司 様

住 所 \_\_\_\_\_

借受者の相続人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

借受者が死亡したので、次のとおり届け出ます。

貸付番号		第 号		
借受者	氏 名			
	借用金額	円	返還済額	円
	返還未済額	円	返還遅滞額	円
在学中死亡	養成施設等	名 称		
		所在地		
	死亡年月日	令和 年 月 日		
	死亡原因			
	貸付期間	令和 年 月～ 令和 年 月までの 箇月 (令和 年 月～ 令和 年 月まで除く)		
卒業 (修了) 後死亡	従事施設等	名 称		
		所在地		
	死亡年月日	令和 年 月 日		
	死亡原因			

備考 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。